

千葉県重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、重度障害者を受け入れるために創設されたグループホーム等に対し、その受け入れに必要となる看護師等の配置に要する経費について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する共同生活援助をいう。
- (2) 生活介護 障害者総合支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第2条各号に定義する事業とする。

(補助対象事業所)

第4条 この要綱による補助金の対象となる事業所は、千葉県障害福祉サービス事業所等整備費補助金交付要綱（令和4年8月1日改正施行）により施設の創設整備又は重度障害者グループホーム等施設整備を行ったグループホーム等とする。

(補助金の算定方法及び交付額)

第5条 本事業による補助金の交付額は、別表1の事業種別ごとに、補助要件を満たした各月に発生する補助対象経費の当該年度における合計額と補助基準額を比較していずれか少ない額に補助率を乗じて得た額の範囲内で、市長が定める額とする。

2 本事業による補助金は、最初に交付を受けた年度からその翌々年度までの期間に交付する。

(交付の申請)

第6条 この要綱による補助を受けようとする者（以下「補助対象事業者」という。）が規則第3条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、千葉県重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。（ただし、別表1の初年度に係る補助金の交付を申請しようとするときは、施設の創設整備を行い、事業所指定を受けた日から1年の間）

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分又は遂行計画の変更（市長の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(4) 補助事業者は補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(5) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

また、市長に報告があった場合には、市は当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(6) この補助事業に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(7) その他市長が必要と認める事項。

(交付決定通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(変更交付の申請等)

第9条 第7条第1号の規定による承認を受けようとするとき、及び補助金の変更交付の申請をしようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金変更交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による変更交付の申請があったときは、変更の内容を調査し、補助金の変更交付を決定し、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、通知するものとする。

3 第7条第2号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から当該日の属する年度の末日までに千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費実績報告書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(額の確定通知)

第11条 規則第13条の規定による通知は、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金額確定通知書（様式第7号）によるものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定において準用する同条第1項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市重度障害者グループホーム等初期運営費補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第13条 規則第17条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、千葉県重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付決定取消通知書(様式第10号)によるものとする。

(返還命令)

第14条 規則第18条第1項又は第2項の規定による返還命令は、千葉県重度障害者グループホーム等初期運営費補助金返還命令書(様式第11号)によるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、千葉県重度障害者グループホーム等初期運営費補助金交付に関し、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。